平成２７年（フ）第９８号
仙台市青葉区中山２丁目37番34号　パピヨン中山103、従前の住所仙台市泉区紫山４丁目11番地の３
破産者　大和田　学
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
仙台市宮城野区鉄砲町60番地の２　エルスタンザ仙台駅東301
破産者　小川　浩司
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９０号
静岡県御殿場市西田中15番地
破産者　勝村　宣彦
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
静岡県沼津市杉崎町13番９号　コーポみよし203号、前住所静岡県三島市日の出町６番59号
破産者　古谷　　忠
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
静岡県沼津市杉崎町13番９号　コーポみよし203号、前住所静岡県三島市日の出町６番59号
破産者　古谷久美子
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
静岡県沼津市西島町３番４号
破産者　齋藤　　博
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西79番地サンパティーク101号
破産者　垂水寿美江
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７０号
愛知県一宮市西五城字中川田12番地１　メゾン・クレメントＣ202号
破産者　長田　　淳
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８３号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番２－339号
破産者　南端　敏男
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５１号
愛知県田原市田原町大沢下15番地４
破産者　ｎ－ｔｒａｄｉｎｇこと　中西　啓允
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２０９号
京都府向日市上植野町樋爪２番地の３　安井テラスハウス３号
破産者　西川　大策
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
岡山県倉敷市真備町川辺1809－１　プランドール103、開始決定時の住所岡山県岡山市東区広谷385番地24メゾン広谷15号棟158
破産者　日高　嘉郎
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６６６号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目５番８号
破産者　茨木　　剛
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８９号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番32号
破産者　中園登起子
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３３号
兵庫県尼崎市名神町２丁目９番36号　雅ハイツ301、前住所兵庫県尼崎市名神町２丁目19番34号　アーチ名神403号
破産者　池地　健志
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８号
兵庫県揖保郡太子町太田1686番地11、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古698番地サニーコーポラス206
破産者　黒崎　真吾
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３０号
奈良県生駒郡斑鳩町五百井１丁目２番15号
破産者　八木　　一
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９５号
広島市南区青崎２丁目20番４号
破産者　金光まゆみ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
広島県庄原市東城町川西389番地１
破産者　佐々木佳子
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部